

赤穂市公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務募集要項

1 趣旨

赤穂市公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務の委託にあたり、当該業務の目的及び内容に最も適した契約の相手方を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 赤穂市公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) システム利用期間 令和2年12月1日から令和5年11月30日まで（予定）
- (4) 公開時期 システムを構築でき次第、令和2年中に公開する。
- (5) 提案上限額 3,696,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※これは契約時の予定価格を示すものではない。

※提案価格はシステム構築費、システム利用期間内の使用料、保守費用を含む。

※提案上限額まで利用期間を延長できるものとする。

3 プロポーザルの形式

公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

このプロポーザルに参加する業者は、以下の(1)～(6)のいずれの条件も満たしている者とする。

また、契約候補者が、契約締結の日までにおいて、(1)～(3)のいずれかに該当しないこととなった場合は、その者とは契約を締結しない。この場合、(3)「参加申込書を提出する日」は「契約を締結しようとする日」に読み替える。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者（破産者、契約に不当・不正の行為があった者、定められた資格要件を有しない者）。
- (2) プロポーザル参加申込書の提出期限の日から契約締結の日までに赤穂市の指名除外処分を受けていないこと。
- (3) 参加申込書を提出する日において、市町村税（法人にあっては代表者個人の市町村税を含む。）、法人税、消費税及び地方消費税並びにその延滞金を滞納していないこと。
- (4) 前三年度内に、国、地方公共団体のいずれかの団体と、委託役務契約の履行実績があること。なお、履行実績がない場合は、他の信用に足ることを証明する書類を提出すること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

5 実施スケジュール

(1) スケジュール

年 月 日	内 容
令和2年10月 1日(木)	実施要項公表、公募開始
令和2年10月 1日(木)から 10月 8日(木)まで	質問書の受付期間
令和2年10月14日(水)	質問への最終回答期限
令和2年10月19日(月)	参加申込書の提出期限
令和2年10月21日(水)	応募書類等の提出期限
令和2年10月23日(金)	提案書に関するプレゼンテーション(ヒアリング)の実施
令和2年10月下旬	選定実施
令和2年10月下旬	審査結果の通知
以後のスケジュールは、選定事業者との協議により決定する。	

※各実施日は、事務の都合により変更される場合があります。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出期限

令和2年10月8日（木）17時必着

(2) 提出場所

赤穂市市長公室秘書広報課広報係

(3) 提出方法

別紙「仕様書等に関する質問書（様式2）」に質問事項を記入の上、秘書広報課に電子メール、又はファックスで送信する。なお、送信後に秘書広報課に電話で連絡すること。

(4) 回答方法

令和2年10月14日（水）17時までに、本市ホームページに公開する。

7 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和2年10月19日(月) 17時必着

(2) 提出場所

赤穂市市長公室秘書広報課広報係

(3) 提出方法

郵送による提出とする。

(4) 提出書類

ア 参加申込書(様式1)・・・・・・・・・・1部

イ 会社概要書(参考様式1)・・・・・・・・・・1部

ウ 実績報告書(参考様式2)・・・・・・・・・・1部

エ 業務実施体制(参考様式3)・・・・・・・・・・1部

以下のオ及びカについては、いずれも申請日から3カ月以内に発行されたものとし、赤穂市の物品納入入札参加資格業者名簿に登録がある場合は省略可とする。

オ 商業登記簿謄本(複写可)・・・・・・・・・・1部

カ 印鑑証明書(原本)・・・・・・・・・・1部

キ 赤穂市の市税について滞納がない証明書・・・・・・・・・・1部

(令和2年9月1日現在のもの。赤穂市に納税義務を有する者のみ提出すること。)

8 提案書の提出

(1) 提出期限

令和2年10月21日(水) 17時必着

(2) 提出場所

赤穂市市長公室秘書広報課広報係

(3) 提出方法

郵送による提出とする。

(4) 提出書類

ア 提案書・・・・・・・・・・8部

システムの概要や特徴、サポート体制及び独自提案について記載する。

イ 見積書・・・・・・・・・・1部

消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項の規定により消費税を納める義務を免除された業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載する。

また、システムの導入に係る初期費用、利用に係る費用及びその他必要な費用の内訳と、それらの合計見積額を記載する。

(5) その他

- ア 提案は、1参加者につき1つとする。
- イ 本要項に規定する提出書類に不備があった場合は、これを受け付けない。
- ウ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された資料は返還しない。なお、提出された資料は本業務に係る業者選定以外の用途には使用しない。
- オ 提出された提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。提案者は、赤穂市が行う提案書の公表等について、提出書類等の利用を許諾することとする。
- カ 提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- キ 業者選定を行うために必要な範囲において、提案書を複写作成することがある。
- ク 提案内容等を確認するため、聴き取りを行う場合がある。

9 候補者の選定

選定委員会において、提案書の内容及びプレゼンテーション（ヒアリング）を基に次のとおり選定を行う。

(1) 書類審査の実施

提案者が多数あった場合は書類審査を実施する。審査は、(2)に定める提案書に関するヒアリングを実施し、評価基準に基づき提案書の評価を行う。また、書類審査の結果は令和2年10月下旬に通知する。

(2) 提案書に関するプレゼンテーション（ヒアリング）の実施

ア 日時

令和2年10月23日（金）

時間の詳細等については、令和2年10月21日（水）までに、提案者ごとに通知する。

イ 実施方法

インターネット上のビデオ通話サービスを使用する。使用するビデオ通話サービスは、提案者又は本市が指定することとし、提案者がこれを選択することができる。ただし、提案者が指定する場合は、本市が当該ビデオ通話サービスにアカウント登録等をしていなくても使用でき、セグメント配信システムの操作画面を選定委員会に示しながら通話できるサービスを使用すること。

ウ 内容

事前に提出された提案書を基にプレゼンテーションし、また実際の操作画面を示しながら通常のメッセージ配信の一連の流れを説明し、並びに選定委員会によるヒアリングを行うこととする。

エ 時間

1 提案者につき30分以内（プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：10分以内。）とする。

（3）評価項目及び配点

評価項目	配点
システムの操作性	40点
独自提案	20点
サポート体制	20点
金額	10点
同等又は類似の事業実績	10点
合計	100点

（4）候補者の選定

- ア 審査の結果、各委員の評価点の合計点が最も高い者を本業務に適した最優秀候補者として選定し、業務委託契約の締結について協議する。なお、各委員の評価点の平均が60点に満たない者は、候補者として選定しない。
- イ 各委員の評価点の合計点が同点により2人以上が最高得点となった場合は、選定委員会の委員長が各委員に諮り、候補者を選定する。
- ウ 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において委員の評価点の平均が60点以上であれば当該提案者を最優秀候補者とする。
- エ 候補者が、「4 参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとする。
- オ 審査結果は、後日すみやかに提案者全員に書面をもって通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

（5）最終審査結果の公表

最終審査結果を本市ホームページに掲載する。提案者には個別に最終審査結果を通知する。

10 その他留意事項

（1）次のいずれかに該当するときは、選定を取り消す。

- ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- イ 選定事業者が「4 参加資格」の要件に適合しなくなったとき。

（2）本プロポーザルは、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容、

経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

- (3) プロポーザルへの参加に関して必要な費用は、参加者負担とする。
- (4) 提案された見積額は、契約金額を保証するものではない。
- (5) 候補者に違反等があった場合や選定後の調整により候補者と契約締結の合意に至らなかった場合には、審査委員会における審査で次点となった業者を候補者として選定する。
- (6) 審査の経緯及び内容についてはいかなる問い合わせにも応じないものとする。
また、審査結果についての審議申立ては一切受け付けない。
- (7) 提出された書類は、一切返却しない。
- (8) 緊急その他やむを得ない理由により、本事業を実施できないときは停止、中止、又は取り消すことがあります。

1 1 問い合わせ先及び書類提出先

赤穂市市長公室秘書広報課広報係

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地

TEL : (0791) 43-6873

FAX : (0791) 43-6892

MAIL : kouhou@city.ako.lg.jp